

## コミュニクラウドジャパン標準契約条件

基本登録申込書記載の申込者（以下「甲」という。）とコミュニ・クラウド・ジャパン株式会社（以下「乙」という。）の間の契約条件は、別途文書で合意しない限り、以下のとおりとする。

## 第1条 本契約の目的

本契約は、乙が、甲に対し、別紙サービス約款記載の会議サービス及び関連するサービス（以下「本サービス」という）を提供することを目的とする。

## 第2条 本サービスの提供

## (1) 内容

本サービスは、音声や映像による遠隔会議を開催することを主たる内容とし、詳細については本契約に適用されるサービス説明書またはデータシートに定めるとおりとする。

## (2) サービス提供の条件

甲は、本サービス使用にあたり、自らの責任で、適切な設備、機器、及び電気通信ネットワークについて使用可能な状態で準備しなくてはならない。乙は、甲が使用する設備、機器及び電気通信ネットワークの不具合やそれに基づくサービスの提供不能について一切責任を負わない。

## (3) サービス提供の期間

本サービスは、顧客が本サービスを利用できるようになった日から、本契約に従い契約が終了するまで提供される。

## (4) 通信障害

甲は、本サービスの技術的な性質上、通信障害が生じる可能性があることを理解した上で本契約を締結する。乙は、本サービスを随時提供するための最大限の努力をするが、甲に対し常に本サービスを提供することを保証するものではない。

## 第3条 本サービスの提供内容の変更

乙は、本サービス提供のための必要に応じ、独自の判断で、本サービスの技術仕様及び本サービスの提供内容を変更することができる。この場合、乙は、変更された内容について、速やかに乙のウェブサイトに掲載し、または甲に通知する。

## 第4条 本サービスの停止

(1) 乙は、以下の場合、本サービスを停止できる。

- ア 緊急の必要がある場合
- イ 裁判所または関係官庁の決定または要請があった場合
- ウ 医療、災害対応、その他社会的に必要不可欠な要請に対し優先的にサービスを提供するために必要な場合
- エ 甲やその他の利用者に対し提供される本サービスの品質を維持するために必要な場合
- オ 本サービスの保守またはアップグレードを行う場合
- カ 2週間以上にわたり甲との連絡が取れ

なくなった場合

キ その他、上記に類する事態が生じた場合

(2) 乙は、(1)項に基づき本サービスを停止する場合、事前または事後に、可能な限り速やかに、甲に対し本サービスの停止について通知する。

(3) 乙は、本サービスを停止した場合は、可能な限り速やかに本サービスを復旧させるよう努力する。

## 第5条 本サービス使用にあたっての責任

(1) 甲は、本サービスの使用方法について乙の指示があった場合は、その指示に従わなくてはならない。

(2) 乙は、甲が本サービスを利用するにあたり送受信する通信内容（映像、文書、音声）について、回線や通信の品質を維持する目的でのみ監視することがあり、内容については関知せず一切責任を負わない。

(3) 甲は、本サービスの使用にあたり、以下の行為を行ってはならない。

ア 侮辱、名誉毀損、わいせつ、脅迫、詐欺など、違法な内容の通信

イ 他人に不法に損害を与える行為

ウ 迷惑行為

エ その他、上記に類する行為

(4) 甲は、サービスを利用するために利用するキー及びパスワードについて無権限での使用があった場合または無権限での使用が疑われる場合、並びにそれ以外の何らかのセキュリティ上の違反があった場合に、即時にその内容を乙に通知しなくてはならない。甲は、侵害されたキー、パスワードを停止するように乙に依頼するまでの間の不正使用に係る料金については、支払義務を免れない。

(5) 甲が本サービスを使用する際に録音または録画が行われる場合、甲は必要に応じ参加者に対し自らの責任で録音または録画が行われることを通知しなくてはならない。乙は録音または録画について一切責任を負わない。

(6) 接続及び切断に関する責任

ア 甲は、自らの責任において、本サービスへの接続及び切断を行う。

イ 甲が適切な操作をしなかった場合など、意図せずに本サービスへの接続がなされ、または切断がなされなかった場合でも、甲は乙に対し、実際の接続時間に対応した料金を支払う義務を負う。

## 第6条 料金

(1) 料金

- ア 甲が乙に支払うべき本サービスの料金は、別紙【価格表】において定めらる。
- イ 本サービスの料金には消費税が加算される。
- ウ 価格表の内容を変更する必要がある場合、乙は、随時、同価格表を変更できる。ただし、甲の支払うべき料金が増額される場合は、乙は変更の30日前までに甲に対し通知しなくてはならない。

**(2) 支払方法**

甲は、乙に対し、本サービスの料金を、乙の発行する請求書の内容に従い、請求書に記載の支払期日（別途取り決めがない限り、原則として請求書発行日の30日後）までに、乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。振込手数料は甲の負担とする。

**(3) 通貨**

本契約に基づく料金の請求及び支払は日本円で行う。

**(4) 外貨建てでの単価設定**

甲が外貨建てでの単価設定を希望する場合、甲乙間で別途定めない限り、乙は甲が希望する外貨での単価設定を行った上で、三菱東京UFJ銀行が公表する請求書発行月の第一営業日の為替レート（TTB）に従って日本円への換算を行い、日本円で請求書を発行する。

**第7条 債務不履行**

- (1) 甲について以下の事由が生じた場合、乙は、即座に本契約を終了させ、または甲に対する本サービスの提供を拒否することができる。

ア 甲が、本契約に基づいて支払うべき料金を支払期日経過後28日以内に支払わなかった場合

イ 手形・小切手の不渡りがあった場合、または破産、民事再生、会社更生手続の申立てがあった場合

ウ 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行を受けた場合

エ その他、本契約に違反した場合

- (2) 乙が(1)項に基づき本契約を終了させ、または本サービスの提供を拒否した場合でも、甲は乙に対し、本サービスについて、従来の契約期限までに支払うべきであったすべての料金を支払わなくてはならない。

- (3) 甲が、(1)項アに違反し、支払期日後28日が経過しても料金を支払わなかった場合、甲は乙に対し、未払いの料金について、当初の支払期日から支払済みまで年18パーセントの割合の遅延損害金を支払う義務を負う。

- (4) 甲が本契約に違反し、乙が甲に対し違反を是正するように申し入れてから2か月が経過しても違反の是正がなされない場合、甲は、乙に対し、違約罰として金100万円を

支払う義務を負う。ただし、乙の甲に対するその他の損害賠償等の請求を妨げない。

**第8条 責任制限**

- (1) 本サービスの提供がされなかった場合、遅延や中断があった場合、または途中で終了した場合において、乙の責任が認められる場合、乙は、乙の選択により、以下のいずれかの措置を講じることができる。

ア 本サービスの提供がなされなかった時間に相当する期間、本サービスを延長する

イ 甲乙の合意により代替の日時に本サービスを提供する

ウ 本サービスの提供がなされなかった時間の料金に相当する金額を次回以降の請求書において減額する

- (2) 本サービスの提供がなされなかった場合、乙は、(1)項の責任のみを負い、それ以外の責任は負わない。

- (3) 乙は、本サービスが提供されないことによる逸失利益その他の損失について責任を負わない。

- (4) 乙は、本契約及び本サービスに関し、本契約に定めのある限度でのみ責任を負う。

- (5) 本契約及び本サービスに関し、乙が甲に対し何らかの責任を負う場合であっても、乙が甲に対して支払うべき損害額は、直前の1か月間に乙から甲に請求された料金の合計額を限度とする。

**第9条 通知**

- (1) 本契約に関連して、甲乙が相互に何らかの通知を行う場合は、別途合意された場合を除き、文書（手渡し、電子メール、ファクシミリ、または料金前払いの郵便）により行うものとする。

- (2) 乙は、本契約に関し連絡先の変更があった場合は、遅滞なく甲に通知しなくてはならない。連絡先変更の通知がない場合は、甲が乙の従前の連絡先に対し通知を発信することで、甲の乙に対する通知が行われたものとみなす。

**第10条 秘密保持**

- (1) 甲及び乙は、相手方から事前の承諾があった場合を除き、本契約に関連して知り得た乙または乙の関連会社の営業上、技術上の秘密情報を第三者に漏洩または開示してはならない。この秘密情報には、甲または乙が特に秘密と指定した情報に加え、相手方から提供されたすべてのマニュアル、仕様書、技術文書、営業資料、価格情報及びそれに類する情報が含まれる。

- (2) 甲及び乙は、本契約が終了した場合は、相手方の求めに応じ、管理または保管している秘密情報を速やかに返還しなくてはならない。

- (3) 甲及び乙は、それぞれの従業員や業務委託先についても、(1)項及び(2)項と同様の義務を負わせなくてはならない。

(4) (1)項の義務は、本契約終了後も2年間残存する。

(5) (1)項の義務は、以下の場合には適用されない。

ア 当該情報が本契約の違反に基づかず公表された場合

イ 本契約に基づく開示より前に当該情報を入手していた場合

ウ 開示権限を持つ第三者から当該情報を入手した場合

エ 当該情報の開示が法令上要求されており、その法令に従って開示される場合

#### 第11条 個人情報

(1) 甲及び乙は、本契約に関連して知り得た相手方の有する個人情報について、相手方または当該個人の事前の承諾があった場合を除き、第三者に漏洩または開示してはならない。

(2) 前条(2)項ないし(5)項の規定は個人情報にも準用する。

#### 第12条 知的財産権

(1) 本契約及び本サービスに関連して乙が提供するすべての文書に含まれるすべての知的財産は、乙及び乙関連会社の知的財産(特許権、商標権、意匠権、著作権等すべての知的財産権)であり、本契約においてこれらの知的財産権は甲に対し一切譲渡されない。

(2) 甲は、権利者から明示的に許可された場合を除き、本サービス及び関連文書に含まれる知的財産権を行使してはならない。

#### 第13条 ブランドの使用

乙は、乙のマーケティング、プロモーションまたは広報のために、乙のウェブサイト、パンフレット、その他の広報媒体において、甲及び甲のブランドの名称、商号、ロゴ、マーク等を使用することができる。ただし、甲が反対の意を表した場合はこの限りではない。

#### 第14条 業務委託等

(1) 乙は、甲に対し本サービスの提供及び関連する業務を遂行するにあたり、乙の独断で、関係業者に業務を委託することができる。

(2) 乙が業務委託をした場合、本契約に関する業務委託先の行為については乙が本契約の範囲内で責任を負い、業務委託先は甲に対し責任を負わない。

#### 第15条 権利義務の譲渡

甲は、乙の書面による同意がない限り、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡できず、第三者に本サービスを利用させることはできない。乙は、本サービス提供上の必要に応じ、乙の判断で、本契約に基づく権利または義務を第三者に譲渡することができる。

#### 第16条 契約の終了

甲及び乙は、相手方に30日前までに文書で通知することで、本契約を終了させることができる。

この場合、甲は、乙に対し、実際にサービスを使用した期間の使用料及び【価格表】に定められた解約料を支払わなくてはならない。

#### 第17条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、次の各事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

#### 第18条 準拠法・管轄

甲及び乙は、本契約に関連して紛争が生じた場合は、日本法を準拠法とし、乙所在地の裁判所を第一審裁判所とすることに合意する。

#### 第19条 協議

本契約に定めがなく、別途の定めもない事項については、甲乙協議の上、定めることとする。

2017年7月1日更新  
(標準契約条件の変更時は乙のウェブサイト上に掲載または甲に通知される)